

No.144

2018. 1. 24

(平成30年)



あつぎ

— 支部だより —

あいがわ あつぎ あやせ えびな きよかわ ざほ やまと

もくじ

- 1～2・新年のご挨拶
- 3～8・署からのお知らせ
- 9・・・道通
- 10・・・健康だより・神奈川大会表彰
- 11・・・ディスカバリーあつぎ
支部からのお知らせ

発行：(公社)神奈川県安全衛生協会厚木支部
編集：広報部会

E-mail : toi_12@roaneikyo.or.jp
<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html>

〒243-0014 厚木市旭町 2-2-26
TEL(046)228-6660



謹賀新年



写真撮影：AGCオートモーティブAMC(株) 小峯 雄二



『新年のご挨拶』

厚木支部長 中山 保

ソニー(株)厚木テクノロジーセンター

神奈川県労働安全衛生協会厚木支部の皆様『あけまして、おめでとうございます』皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになったこととお慶び申し上げます。

厚木支部長の、ソニー(株)厚木テクノロジーセンターの中山です。日頃から労働安全衛生活動にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年来の我々の課題といえば、やはり『働き方改革』長時間労働の撲滅です。平成26年に「過労死等防止対策推進法」が施行され、11月は「過労死撲滅啓発月間」となっております。昨年も過労死の一つの要因となる長時間労働の削減など過重労働に向けた「過重労働解消キャンペーン」が行われましたが、皆様の事業所でも、様々な活動が展開されていると思います。従来の残業規制日はもとより、NO会議Dayを金曜日に設定して、土日と合わせて三連休を取りやすくする、ロボティクスによるルーティンワークの効率化、休日メール禁止など新しい取り組みが行われていることを耳にします。

一方で、過重労働の現状は、まだ改善された状況には程遠い状況です。心と体のバランスを崩して長期間の休暇を取られているかたが多くいますが、今年もさらに改善に向けて取り組む必要があると感じています。

「心と体のバランスのとり方」皆さんはどのようにされているでしょうか。私は、普段の生活空間から一時離れる時間がバランスを矯正してくれていると感じており、幸い趣味が自然の中に身を投じるものを楽しんでいます。一つ目の趣味は野鳥の写真を25年ほど前から撮影しています。最近あまり時

間が取れませんが、それでも長期休暇にはカメラをかついで野山に入り、自然と対峙する時間を取っています。風の音、木々の葉が触れ合う音、水の音などに囲まれながら、鳥を待っているときに、中々出会えない美しい野鳥の声が近づいてきたときは、胸がワクワク。撮影可能距離にきた時にはシャッターを切りまくります。その音もまた爽快です。仕事やプライベートで心配事があると、そのような中でも集中できないときがあります。これが私のSOSと感じています。そんな時は、空や里山の風景など大きな自然をみて心を落ち着けるようにしています。

また、もう一つの趣味のゴルフも適度な運動を自然の中でプレーすることで、気分転換になっています。長年の習慣で自然の中を歩いているときは、プレーだけでなく、野鳥の声や、頭上を飛んでいるオオタカなどの猛禽類も観察しながら楽しんでいます。プレーの調子が悪いときは、このような余裕がなくなってしまうますが、調子のよいときは周りが見えています。これは仕事でも当てはまることだと思います。周りが見えなくなったら要注意ですね。コミュニケーションを積極的にとるようにして狭い考えにならないように心掛けています。このようなスタッフに気が付いたときは、声をかけるようにしています。

今年は、全国産業安全衛生大会がお膝元の横浜で開催されます。成功させるためには皆様のご協力が必要です。本年が会員皆様に幸多からんこと、そして労働災害が起こらないこと、安全衛生大会が成功することを祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。



『新年のご挨拶』

厚木労働基準監督署
署長 炭竈 徹夫

あけましておめでとうございます。公益社団法人神奈川労働安全衛生協会厚木支部の皆様方には、日頃から労働基準行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

東京オリンピック開催もいよいよ再来年と迫ってきました。開催に伴うインフラの整備や今後の経済動向がどうなるか、またそれらによって労働者雇用、労働時間等労働条件、労働災害と言った労働問題にどう影響してくるのかなどいろいろ気になる気のところでは。

さて、そのような中「働き方改革」は政府が今、日本経済再生に向けて最大のチャレンジとして取り組んでいるものです。基本的な背景として、少子高齢化による労働力人口の減少・人手不足の現状があり、これを打開するために一億総活躍を掲げるものです。

昨年の3月に働き方改革実行計画が示されており、非正規雇用の処遇改善、賃金引き上げと労働生産性向上、長時間労働の是正、女性・若者の人材育成、病気の治療と仕事の両立、障害者の就労、高齢者の就業促進、外国人の受け入れ等々の項目がありますが、「働き方改革」とは魅力ある職場作りのこととなります。これら項目の中で労働基準行政としては特に長時間労働の是正が関係しておりますが、国会の解散により先送りになった罰則付き時間外労働の上限規制等についての労働基準法改正法案については、本年提出される見込みでありますので、内容を十分に御理解いただきたいと思います。

また、当署では、過労死ゼロ緊急対策に基づく施

策についても推進して参りましたが、昨年も過労自殺としてマスコミに取り上げられた事案がありました。働くことにより、命を失ったり健康を損なうことはあってはならないことでもあります。本年も引き続き過重労働対策に取り組んでまいります。

労働災害に目を移しますと、昨年は第12次労働災害防止推進計画の最終年でしたが、残念なことに当署管内の休業4日以上災害件数は11月末現在で801件（対前年同期比12.7%増）であり、12次防の最終目標値742件を達成することはできませんでした。また、この災害件数は神奈川局12署中、最も多い件数となっており、特に製造業、運輸交通業、貨物取扱い業では群を抜いて多い件数となっています。本年は第13次労働災害防止推進計画がこれから策定され、その初年度となります。是非とも次の5年間では大きく減少傾向へ転じさせていきたいと思っています。

事業場におかれましても、災害減少のため、リスクアセスメントの実施、転倒災害の防止、安全の見える化等の取組推進を御願いたします。

なお、運送業での災害は荷主先で発生する災害が多く、運送業事業者だけでは対策を講じることができない災害も多くありますので、荷主である事業者についてもご留意を御願いたします。

末筆となりますが、本年が良い一年となりますように祈念いたしますとともに、貴支部並びに会員の皆様方の益々の御発展と御健勝を祈念しまして、新年の御挨拶といたします。

平成30年 年間標語

健康な心と体で安全作業 目指すは笑顔の無災害

署からのお知らせ

労働災害多発警報

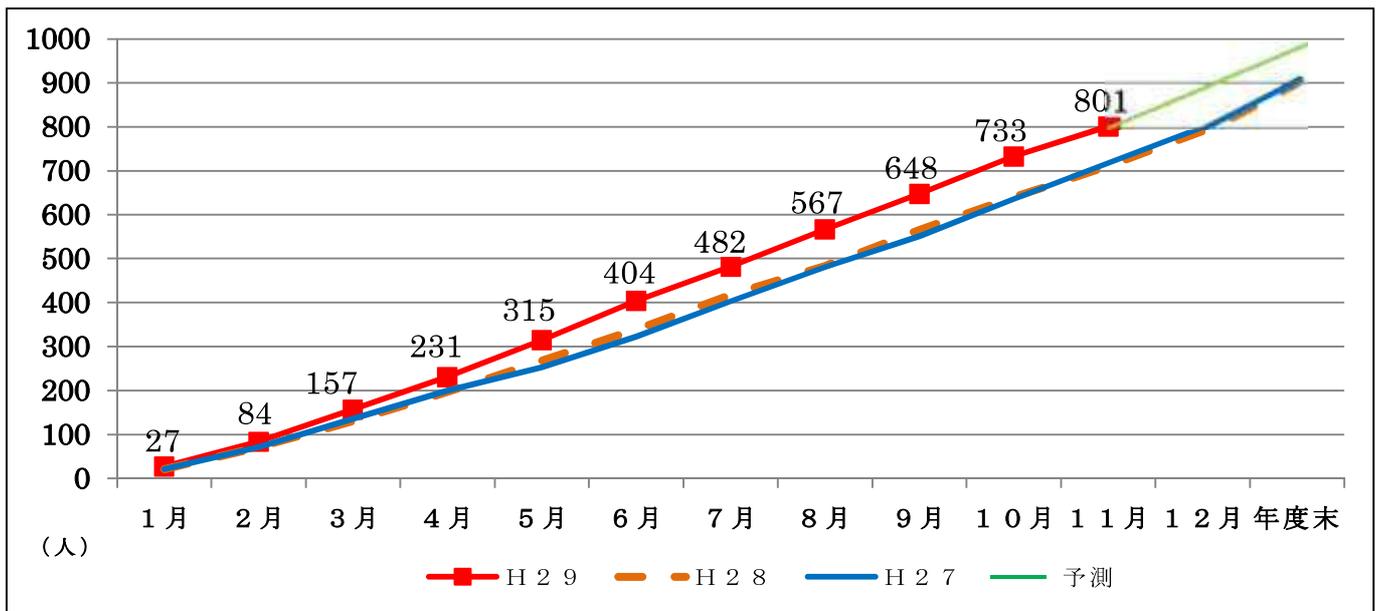
現在、厚木労働基準監督署管内（厚木、海老名、大和、綾瀬、座間、愛川、清川）で労働災害が多発しています。

11月末現在で平成29年の死傷労働者数は801名、前年比12.7パーセントの増加となっています。また、死亡災害が4件発生しています。（製造業1件（はさまれ・巻き込まれ）、建設業2件（飛来・落下及び墜落）、清掃業1件（墜落））

平成18年の996人（うち死亡10人）をピークに減少傾向にありましたが、平成29年は、ピーク時に迫る勢いで増加しています（グラフ参照）。

全国的にも死亡災害が増加しており、発生原因として災害防止の基本が徹底されていないケースが多くみられますので、今一度、作業手順（作業標準）の順守状況、保護具着用状況、設備の定期的な保守点検、安全衛生教育の実施、新規設備や新規技術導入前後、改修前後及び新規原材料導入時など新たな作業方法・環境が生じた際のリスクアセスメント実施など、再確認をお願いいたします。

厚木労働基準監督署管内の労働災害発生累計（平成29年）

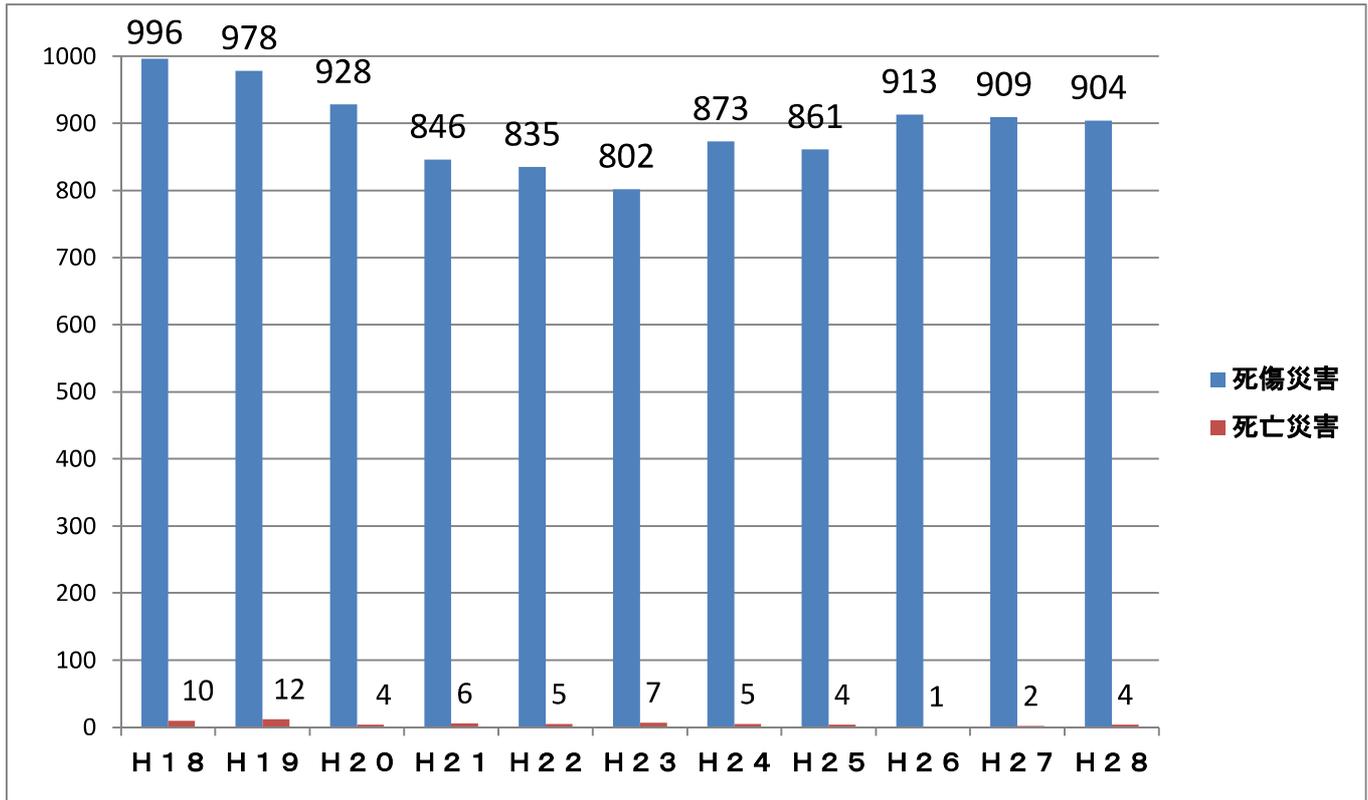


※様式第23号労働者死傷病報告による

事故の型別発生状況（11月末現在）

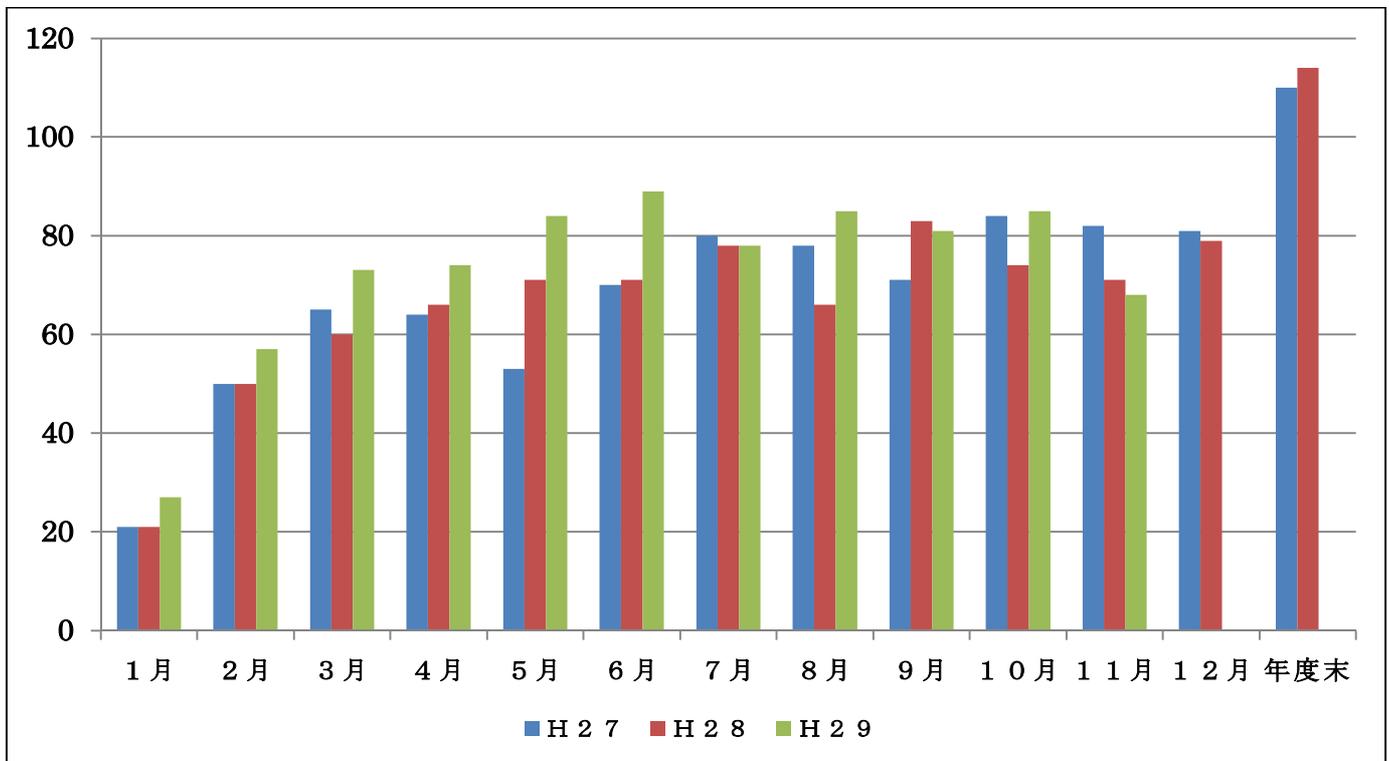
ワースト 1	「動作の反動・無理な動作」（腰痛ほか）	153人（前年同期61人増！！）
	「製造業」「建設業」「道路貨物運送業」「小売店」「社会福祉施設」で多発中	
同 2	「転倒」	151人
	あらゆる業種で多発中	
同 3	「墜落・転落」	116人
	「製造業」「建設業」「道路貨物運送業」「陸上貨物取扱業」で多発中	
同 4	「はさまれ・巻き込まれ」	101人
	「製造業」で多発中	
同 5	「交通事故（道路）」	71人
	「バス業」「タクシー業」で多発中	

参考 平成18年（最多災害発生年）以降の労働災害発生件数（厚木労働基準監督署）



※様式第23号労働者死傷病報告による

毎月の労働災害報告件数（H27～H29 厚木労働基準監督署）



※様式第23号労働者死傷病報告による

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

第12次労働災害防止推進計画 実施中！
神奈川県労働局

注意情報



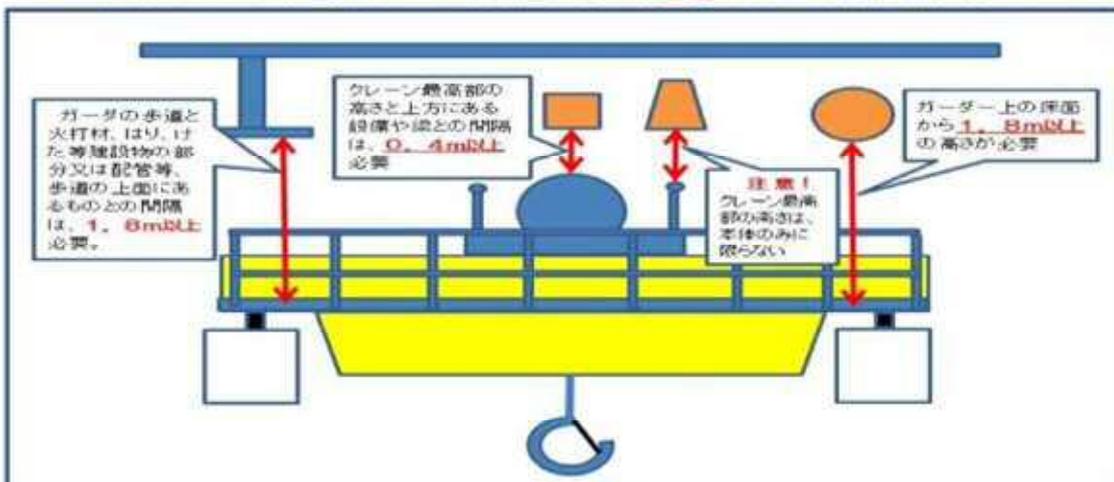
天井クレーン等を設置している 事業場のみなさまへ

クレーン等安全規則第13条では、建設物の内部に設置されている天井クレーンや橋形クレーン等の走行クレーン(クレーンガードを有しないもの及びクレーンガードに歩道を有しないものを除く。)と建設物等との間隔が規定されておりますが、他県では、これらの法定間隔を確保していない天井クレーンのガード上で点検作業を実施していた作業員が、クレーンガードの歩道の手すりと建物の梁との間に身体の一部がはさまれる死亡災害が発生しております。

天井クレーンを設置している事業者におかれましては、定期自主検査時等に、クレーン等安全規則第13条で定められている法定間隔が確保されていることを確認してから作業を行うようお願いいたします。(下図参照)

なお、近年、建物内部の改造や天井付近に設置されている電気設備及び配管レイアウト等の変更等により、クレーン等安全規則第13条の走行クレーンと当該建設物又はその内部の設備との間隔が確保されていない状況が見受けられております。

これらは、すべて法律違反として性能検査の際に**不合格**とされた事案も報告されています。



【クレーンに関する経過措置】

次の走行クレーンについて、第13条の規定は適用しません。

- ① 昭和37年11月1日において建設物の内部に設置されていた走行クレーン
- ② 昭和37年11月1日において設置の工事が行われていた走行クレーン
- ③ 昭和37年11月1日において存していた建設物の内部のランウェイに設置される走行クレーン他

※ 性能検査では、上記における法定間隔が無い場合「**不合格**」となり、有効期間満了日までに是正できない場合は、所轄労働基準監督署に「**休止報告**」を提出いただくこととなります。

※ 「**休止報告**」を所轄労働基準監督署に提出された場合は、その後、労働基準監督署による「**使用再開検査**」を受検し、**合格**してから使用可能となります。

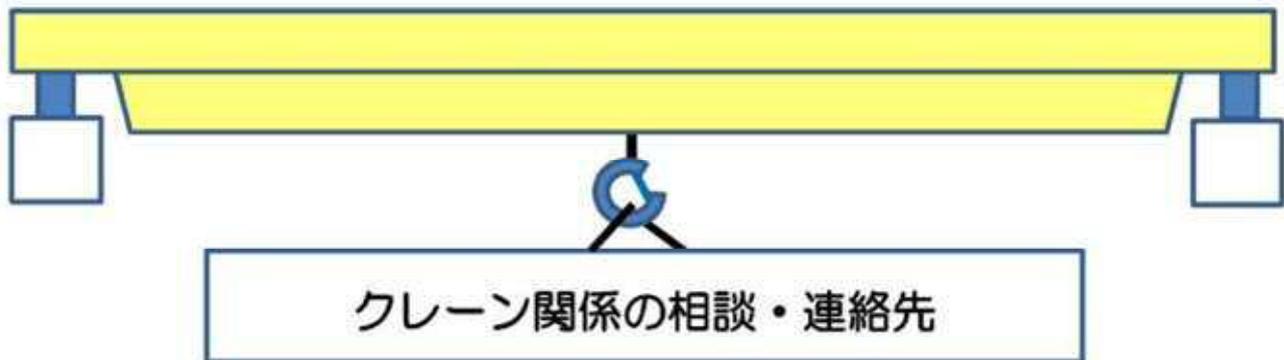
※ 性能検査での指摘事項に対し、有効期間満了日までに何ら是正措置を講じず、「**休止報告**」の提出も行わない場合は、有効期間切れとなり「**廃止**」となりますので、ご注意ください。

※ 是正が困難な場合には、お早めに所轄労働基準監督署へご相談ください。

(主な連絡先は、裏面に掲載しています。)



神奈川県労働局・労働基準監督署



労働局

神奈川県労働局労働基準部安全課（電話 045-211-7352）
神奈川県横浜市中区北仲通5-57

労働基準監督署

労働基準監督署	管轄区域	住 所	電話番号
横浜南	横浜市（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 9 階	045-211-7375
鶴 見	横浜市（鶴見区）※扇島の「川崎南管轄」を除く	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968
川崎南	川崎市（川崎区、幸区）、横浜市鶴見区扇島	川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271
川崎北	川崎市（中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）	川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3191
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡葉山町	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5 階	046-823-0858
横浜北	横浜市（西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）	横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 3 階	045-474-1252
平 塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡大磯町、中郡二宮町	平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3 階	0463-43-8615
藤 沢	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階	0466-23-6753
小田原	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	小田原市浜町 1-7-11	0465-22-7151
厚 木	厚木市、海老名市、大和市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	厚木市中町 3-2-6 厚木Tビル 5 階	046-401-1641
相模原	相模原市	相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階	042-752-2051
横浜西	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4 階	045-332-9311

製造業や鉄道業などの皆様へ

機械設備の石綿含有部品を 把握していますか？

石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、
「石綿障害予防規則」に基づき、
労働者に対する『石綿ばく露防止措置』が必要です。

- ▶ 石綿（アスベスト）は平成18年9月1日に使用などが禁止されました。ただし、禁止日時点で機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されるため、現在でも存在しています。
- ▶ そうした石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、労働者に対して「石綿障害予防規則」に基づく『石綿ばく露防止措置』を講じる必要がありますが、部品に石綿が含有されていることが把握されておらず、適切な措置が講じられなかった事例が散見されています。
- ▶ 本リーフレットでは、石綿含有部品の把握漏れをなくすための5つの対策をあげ、実際に発生した事例(対策が不十分であった例)を紹介し、把握の徹底をお願いします。

※掲載している事例は、「鉄道車両等における石綿含有製品等の把握の徹底について」（平成28年12月2日基安化発1202第1号）による指導や、事業者からの報告等により、都道府県労働局が把握したものです。

1 石綿に関する情報を、部署間で共有してください。

機械設備の石綿に関する情報が一部の部門にとどまると、解体や改造などを行う他部門において石綿含有部品の把握・確認漏れが生じます。それにより、必要な措置が講じられないまま解体などの作業が行われるおそれがありますので、必要な部署の全てで情報を共有するよう徹底してください。

- | | |
|-----|---|
| 事例① | 機械設備について定期点検部門では石綿の含有を把握していたが、その他の部門でその情報を把握していなかった。 |
| 事例② | 機械設備について設備部門では石綿の含有を把握していたが、解体業者に発注する部門でその情報を把握していなかった。 |

2 関係する全ての作業で、石綿の含有を確認してください。

石綿を含有する機械設備を扱う際は、解体だけでなく、改造など他の作業でも労働者の石綿ばく露防止措置が必要です。そのため、石綿含有のおそれのある部品を扱う全ての作業において、石綿含有の有無を確認してから行うよう徹底してください。

- | | |
|----|---|
| 事例 | 機械設備の解体時には石綿含有の有無を確認していたが、改造時には石綿含有の有無を確認していなかった。 |
|----|---|



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2017.11)

3 譲渡時には、譲渡先に石綿の情報を伝達してください。

機械設備を譲渡する場合は、譲渡先でも機械設備の石綿含有情報を把握することが必要です。譲渡・提供者は、石綿含有部品が使用された機械設備の譲渡などの際に、石綿の含有の有無（不明の場合は、不明である旨）を伝達してください。また受ける側も、譲渡・提供元に対して確認をしてください。

事例

機械設備について譲渡を受けた際に、石綿含有情報について伝達を受けていなかったため、石綿含有の可能性について気づかなかった。

4 石綿の情報を正しく整理して、確実に把握してください。

機械設備には、様々な部品に石綿が使用されている可能性があります。そのため、社内で共有する情報や、処理業者などに伝達する石綿含有情報に関しては、正しく整理した上で、把握漏れがないよう徹底してください。

事例

鉄道車両の石綿含有情報を車体と台車に分けて管理しており、車体の石綿情報は処分業者に伝達していたが、台車の石綿情報を伝達していなかった。

5 石綿を多用している機械設備は、部品などを全て確認してください。

鉄道車両など石綿含有部品を多く使用している機械設備については、全ての部品や塗料などについて、石綿の含有の有無を確認してください。

事例①

平成18年に石綿含有品が禁止された当時、部品メーカーに対して、石綿含有部品を包括的に確認するよう依頼したが、行政指導を契機に改めて部品ごとに確認を依頼した結果、部品メーカーの連絡内容に漏れがあることが分かった。

事例②

鉄道車両について、台車のスリ板には石綿が含有するものがあることが広く知られているため、社内で「スリ板」と呼称していた部品は調査していたが、スリ板の類似品である心皿ブッシュや台車軸箱支持装置案内子について調査を行っていなかった。

事例③

一般的に石綿含有の可能性が知られている部品（鉄道車両のスリ板）であるにも関わらず、石綿含有の有無を確認していなかった。

事例④

防音壁について、製造企業の仕様書では「ノンアスベスト」と記載されていたが、実際には石綿が含まれていた。経緯は明確でないが、製造当時は禁止されていない「クリソタイル」が含まれていた。

詳しくは

労働安全衛生法令のご不明点などは
厚生労働省HPをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、
労働基準監督署にお問い合わせください。

△△労働局

検索



『石綿パンフレット等 | 厚生労働省』

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

石綿 パンフレット

検索





身近な『鎌倉七福神巡り』

日新工業株式会社
人見 久夫

私は毎年、鎌倉へ初詣に行っていますが、鎌倉巡りをしたことはありませんでした。今回、休暇を利用して鎌倉を散策してきましたのでご紹介いたします。どのような順路で、無理をしないで歩き、楽しむことができるかを考えたとき「七福神巡り」を思いつきました。

*七福神とは、布袋尊、恵比寿、大黒天、毘沙門天、弁財天、福祿寿、寿老人の7柱の神様のことを表しています。鎌倉は、比較的狭いエリアにいくつもの神社仏閣があるため、七福神を巡りながら御朱印をいただくことにしました。もちろん御朱印帳に書いていただくこともできますが、1枚の色紙に書いていただくこともできます。すべての御朱印を一目で見ることができますし、額に入れて飾ることもできるので、色紙で御朱印を集めることにしました。

北鎌倉駅を下車し出発です。

1. 浄智寺（布袋尊）家庭円満・商売繁盛の神様
御本尊をお参りし、そして境内を回って天然のトンネルを抜けたところに「布袋様」がおり、ふっくらおなかを撫でてきました。
2. 鶴岡八幡宮（弁財天）幸福長寿・学業成就・諸芸上達の神様
本堂前の石段を降りると樹齢一千年ともいわれる大銀杏が数年前に折れてしまいましたが、今は新たに若木が生えてきていて嬉しくなりました。
3. 宝戒寺（毘沙門天）武道成就・降魔厄除・の神様
車の行きかう道路から門をくぐると、そこには緑に溢れた境内があり、一気に別世界に来たように感じました。
4. 妙隆寺（寿老人）健康・長寿・子孫繁栄の神様
宝戒寺を出て左手の方へ進むと妙隆寺です。寿老人は入って右手の社におられました。
5. 本覚寺（恵比寿）学徳成就・恋愛成就・諸芸上達の神様
白い砂利が敷きつめられていて、広々とした境内が印象的でした。
6. 長谷寺（大黒天）商売繁盛・五穀豊穰・出世開運の神様
境内は様々な花を觀賞出来る庭園や、池や洞窟などもあり、広大な敷地でした。弁天窟という洞窟には、出世弁財天と十六童子の像があり、神秘的な雰囲気味わえますが、腰をかがめて通るので、特に腰痛の方は要注意です。
7. 御霊神社（福祿寿）子孫繁栄・財産福德・延命長寿の神様
鳥居のすぐ前を、江ノ電の線路が通っていますので、江ノ電と鳥居のツーショットを撮影することができました。境内は高木に囲まれた、とても神聖な雰囲気がありました。

どのお寺や神社も、それぞれに風情が異なり、とても興味深かったです。何といっても一日で鎌倉を回ること、それぞれのお寺や神社の雰囲気の違いをより感じ取ることができ、とても有意義な「七福神巡り」となりました。何年後かに、今度は一番「七福神巡り」に適していて、御利益があるとされています、お正月に巡ってみたいと思います。なかなか鎌倉を歩く機会はないかと思いますが、心もからだもリフレッシュできること間違いありません。

皆様、是非この順路を参考にされ、散策されてはいかがでしょうか。



【御朱印】



【浄智寺（布袋尊）】



【長谷寺】

健康だより



『ヒートショックにご注意を!!』

自動車部品工業株式会社
看護師 井関 勝美

【ヒートショックとは】

皆さんは「ヒートショック」という言葉を耳にしたことがありますか。ヒートショックとは、血圧が急激な温度変化によって大きく変動しておこる健康被害のことです。毎年1万人以上の方がヒートショックにより心筋梗塞・脳梗塞等を発症し亡くなっており、年々増加の傾向にあります。また、ヒートショックを起こしやすいのは、体の弱い高齢者、高血圧や糖尿病等の持病がある人で、特に寒い冬場の入浴時が危険とされています。

【冬場の入浴時の危険性】

なぜ寒い冬場の入浴時が危険なのでしょう。人の体は寒いと体温を保つために血管が収縮し、血圧が高くなります。寒い冬の入浴時は、暖房の効いた暖かい部屋から寒い脱衣所へ行き衣服を脱ぐので血圧が急上昇します。その後、底冷えする浴室で熱い湯船につかり体が温まると、今度は血圧が急下降します。このように、冬場の入浴は温度差のある環境になるため、急激な血圧変動が起こりやすく、心臓や全身の血管に大きな負担をかけるため、ヒートショックが起こりやすく大変危険なのです。

【ヒートショック予防（入浴時の注意点）】

ヒートショックを予防するためにも、入浴時は次の点に気を付けましょう。

(1) 入浴前に脱衣所や浴室を暖める

脱衣所に暖房器具を置く、熱いシャワーを浴室の壁にかけるなど、温度差が大きくなるようにする。

(2) 掛け湯をする

足など心臓から遠い場所からお湯をかけて、ゆっくり体を温める。

(3) 湯温は41度以下に設定する

熱いお風呂は体への負担が大きくなるので、湯温は40~41度に設定し、湯船につかる時間も10分程度を目安にする。

(4) 食事直後・飲酒時の入浴は控える

食後1時間以内は血圧が下がりやすく、また飲酒は事故の誘因となるので特に注意が必要。

(5) 浴槽から急に立ち上がらない

入浴中に急に立ち上がると体にかかっていた水圧がなくなり、血管が一気に拡張し、貧血状態になるので危険。

入浴中の突然死は12月から2月にかけてもっとも多いと言われています。入浴する際は同居者に一声かけ、高齢者が入浴した時はこまめに様子を見に行くよう心掛けましょう。また、入浴中は汗をかくため、入浴前後は水分の補給をしましょう。

寒い日が続きますが、体に負担をかけることがないよう気を付けながら、リラックスできる入浴を楽しみましょう。

平成29年度神奈川労務安全衛生大会にて表彰状授与

10月19日(木)川崎市教育文化会館で開催されました平成29年度神奈川労務安全衛生大会において、日頃より安全衛生及び労務管理水準の向上と支部の発展に寄与された県内事業場の方々に神奈川労務安全衛生協会会長賞が授与され、厚木支部からは7名の方が表彰されました。

大河原 敏郎さん(日立オートモティブシステムズ(株)相模事業所)

久保 由美さん(株)リコーテクノロジーセンター)

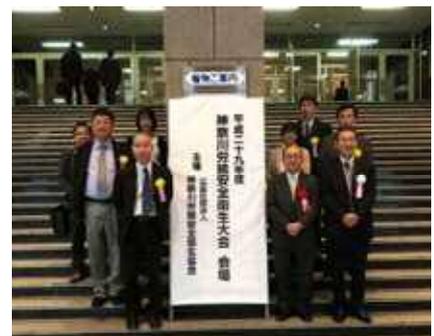
石井 政和さん(大久保歯車工業(株))

戸倉 章さん(横浜乳業(株))

石岡 博昭さん(株)神戸屋 海老名事業所)

桐部 明さん(日産自動車(株)テクニカルセンター)

塩見 裕さん(日立オートモティブシステムズ(株)厚木事業所)





『アツギ70周年記念バザー』

今回のディスカバリーあつぎは、海老名市にあるアツギ株式会社のバザーをご紹介します。「アツギ」といいますが、会社所在地は海老名市です。創立は1947年12月で、今年で70周年を迎えました。社名の由来は、創業者堀禄助氏が世界に販売する為には世界的に有名な地名が良いだろうとの考えから終戦後ダグラスマッカーサーが降り立った厚木飛行場からその名をとり、社名を「厚木」としました。

アツギバザーは、敗戦後物資の不足していた昭和30年代に創業者が始めたもので『堀さん所のバザー』として地域の皆さんに親しまれ今日に至っています。特に昭和30年代末には、アツギバザーが知れ渡り、東京や埼玉のバレエ教室の経営者が多数来場し子供や大人の黒タイツを段ボールいっぱい買い求め、大変喜ばれておりました。その当時は1週間行っていた様ですが、現在は、年2回（7月と11月）開催で、期間は各3日間です。今年度は創業70周年記念バザーとして、日頃のご愛



顧と感謝をこめて4日間開催致しました。今回のバザーでは、開店時間が朝8時30分にも拘わらず朝4時から入場待ちの方がいらっしゃいました。



初日は、朝から気温も低くおまけに雨降りの状況でしたが、朝8時過ぎには100名以上の入場待ちとなった為、入場時間を繰り上げ8時15分に開店しました。その後も想定以上の来場が続き400台の駐車場は満杯となり駐車場待ち、その後は場内に入る為の入場待ち、最後にレジ待ちが1時間程度となる程の大盛況でした。二日目以降は混雑も緩和し購入しやすいバザーとなり、4日間合計の購入者数は、9,262名となりました。今回のバザーでは70周年記念の目玉として、1,000円以上の商品も70円から販売した事でお客様の納得を頂き、お客様は両手にいっぱいのタイツを購入し満足してお帰り頂けたと思います。

これからも地元の皆様に愛される様、また感謝の気持ちを忘れずにアツギバザーを行っていきます。

(アツギ株式会社 中村 修 記)



支部からのお知らせ

今後の支部行事予定

- 2月 2日 (金) 経営首脳者セミナー
- 2月 8日 (木) 危険体感講習会
- 2月16日 (金) 安全衛生推進者養成講習会
- 2月20日 (火)・21日 (水) 職長教育講習会

会員の皆様のご協力により、本年度の講習会は2月20日・21日予定の職長教育講習会が最後となります。来年度も様々な活動を予定しておりますので、引き続きご協力をお願い致します。